

2 文 科 初 第 号
職 発 第 号
開 発 第 号
令 和 2 年 月 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子

令和 3 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等の変更について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和 2 年 2 月 19 日付け元文科発第 1521 号、職発 0219 第 10 号、開発 0219 第 18 号「令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日並びに文書開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところ です。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります、通知の第1に記載する推薦及び選考開始期日等を下記によることとしましたので、引き続き、特段の御尽力をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、高等学校と公共職業安定所の十分な連携によるきめ細かな支援に努めていただくようお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業生の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとするとともに、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

- 1 新規高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等
 - (1) 新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日(沖縄県については令和2年9月30日)以降となるようにすること。
 - (2) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
 - (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。
- 2 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

都道府県高等学校就職問題検討会議(以下「検討会議」という。)において、記の1の「新規高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等」についての説明又は確認、各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業生の応募・推薦方法の在り方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議等を行うこと。

なお、検討会議の開催については、持ち回り開催等によるものとしても差し支えないこと。
- 3 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの感染防止の観点から、求人者が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底するよう求めること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季

休業期間中に実施している求人者が多いが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をするよう求人者へ協力を求めること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により、児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又は選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、求人者に理解を求めること。

4 通知記の第3に定める報告期日について

通知記の第3に定める報告期日については、令和2年11月30日までとすること。

2 文科初第 号
職 発 第 号
開 発 第 号
令 和 2 年 月 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子

令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和2年2月19日付け元文科発第1521号、職発0219第12号、開発0219第20号「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日並びに文書開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります。通知の第1に記載する推薦及び選考開始期日等を下記によることとしました。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始

期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、中長期的な視点に立って採用を進めて頂き、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御了知願います。

記

- 1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
 - (1) 新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日(沖縄県については令和2年9月30日)以降となるようにすること。
 - (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
 - (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。
- 2 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの感染防止の観点から、求人者が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底すること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季休業期間中に実施している求人者が多いですが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をすること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により、児童生徒等の定期的健康診断(学校保健安全法第13条第1項)の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又は選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、ご理解頂きたいこと。

2 文 科 初 第 号
職 発 第 号
開 発 第 号
令 和 2 年 月 日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子

令和 3 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和 2 年 2 月 19 日付け元文科発第 1521 号、職発 0219 第 12 号、開発 0219 第 20 号「令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日並びに文書開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります、通知の第1に記載する推薦及び選考開始期日等を下記によることとしました

については、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いいたします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御了知願います。

記

- 1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
 - (1) 新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日(沖縄県については令和2年9月30日)以降となるようにすること。
 - (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
 - (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

職 発 第 号
開 発 第 号
令 和 2 年 月 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規学校卒業者の文書募集については、令和2年2月19日付け職発0219第14号、開発0219第22号「新規学卒者の文書募集について」（以下「通知」という。）により通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります。

そのため、令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する

周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

なお、下記以外の新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期（令和2年7月1日以降）等は、通知のとおりとします。

記

- ・推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日（沖縄県については令和2年9月30日）以降となるようにすること。
- ・選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。